



柳津町の赤カスミソウ × 4人の藝大生

4人の学生が『柳津町の赤いカスミソウをベースに作ること』を条件に、それぞれの得意分野や感性で、作品を制作してくれました。現在、ツイッター・フェイスブック・インスタグラムで作品を公開しています。皆さんの選んだ作品が商品化されるかもしれません！期間は3月27日（日）までです。“柳津町ささつなカスミソウPR企画”や“ふくしまの赤”でぜひ検索してみてください！



広報やないづお知らせ版

2022年（令和4年） 3/11号 vol. 505

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）について

福島県まん延防止等重点措置等（以下「本措置」という。）に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」という。）の拡大や長期化による直接的な影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するため、福島県より一時金が交付されます。

1. 交付対象者

県内の中小事業者（個人事業者も含む）

2. 主な要件

- (1) 県内に本社又は本店がある中小法人・個人事業者
- (2) 県内の飲食店と直接または間接の取引があること、又は新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたこと。

- (3) 令和4年1月・2月又は3月（以下、「対象月」という。）の売上が平成31年から令和3年のいずれかの同月（以下、「基準月」という。）の売り上げと比較して30%以上減少したこと。
ただし、次の①または②に該当する場合は、それぞれの表で定める月の売り上げと対象月の売り上げを比較することができる。

- ①対象月の売り上げが基準月の売り上げと比較し30%未満の減少である場合

対象月と比較する月
令和3年10月から同年12月までのいずれかの月

- ②令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合

創業時期	対象月と比較する月
令和3年2月2日から同年10月1日	令和3年10月から同年12月までのいずれかの月
令和3年10月2日から同年11月1日	令和3年11月または12月
令和3年11月2日から同年12月1日	令和3年12月
令和3年12月2日から同年12月31日	令和4年1月

- (4) 令和3年12月31日以前から事業を行っており、申請時において事業を継続していること。
- (5) 本措置における営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

3. 交付額

1事業者あたり一律30万円 ※交付は1事業者につき1回限りです。

4. 申請期間

令和4年5月20日（金）まで

5. 申請書の取得

- ①福島県のホームページからダウンロード（詳細についてもこちらにあります）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part4.html>
- ②紙の申請書配布窓口
柳津町地域振興課観光商工係、県内各地方振興局の企画商工部地域づくり・商工労政課、福島県商工労働部商工総務課

問 福島県一時金コールセンター TEL 024-521-8572
柳津町地域振興課観光商工係 TEL 42-2114

令和4年1月まん延防止等重点措置区域（福島県全域）における時短要請協力金について

福島県より、令和4年1月30日（日）～2月20日（日）までの間、営業時間短縮の要請にご協力頂いた対象店舗に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」が交付されます。

1. 交付対象店舗

福島県内に所在し、通常、20:00以降営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた店舗

2. 主な交付要件

- （1）令和4年1月30日（日）から2月20日（日）までの期間において、連続して営業時間を短縮するとともに、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請に応じていること。（※要請の期間中休業している場合も含まれます）
- （2）時短営業の案内（営業時間、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む））を掲示し、感染予防対策を講じていること。

3. 交付額（前年度または前々年度からの1日あたりの売上高に応じます）

ふくしま感染防止対策認定店制度の第三者認証（オレンジステッカー）を取得済みの認定店と非認定店とでは、協力金の単価が異なります。また、大企業は売上高減少方式、中小企業は売上高方式又は売上高減少方式いずれかの方式を選択可能です。

ふくしま感染症防止対策認定の有無	営業時間		方式
	通常	営業時間短縮の要請期間中	
認定店	21:00を超えた営業	21:00まで（酒類提供は20:00まで）	A方式
		20:00まで（酒類提供は終日停止）	B方式
	20:00を超えて21:00まで営業	20:00まで（酒類提供は終日停止）	B方式
非認定店		20:00まで（酒類提供は終日停止）	B方式

①A方式 ・売上高方式：1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円
・売上高減少方式：1日あたりの売上高減少額の4割
※交付上限額は20万円又は売上高の3割のいずれか低い額

②B方式 ・売上高方式：1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円
・売上高減少方式：1日あたりの売上高減少額の4割
※交付上限額は20万円

4. 申請期間

令和4年4月15日（金）まで

5. 申請書の取得

- ①福島県のホームページからダウンロード（詳細についてもこちらにあります）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-r4-1-others.html>
- ②紙の申請書配布窓口
柳津町地域振興課観光商工係、県内各地方振興局の企画商工部地域づくり・商工労政課、福島県商工労働部商工総務課

6. その他

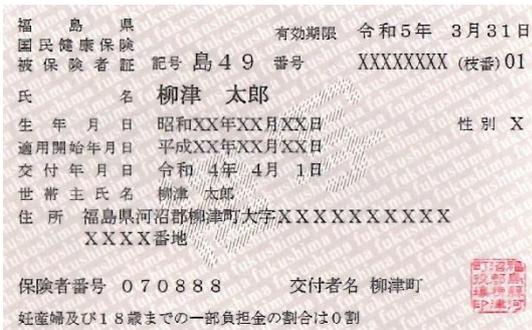
まん延防止等重点措置延長分の申請については、3月14日（月）から受付が開始されます。

問 福島県協力金コールセンター Tel 024-521-8575
地域振興課観光商工係 Tel 42-2114

国民健康保険に加入されているみなさんへ 4月より保険証が更新されます

現在お使いの保険証は、有効期限が令和4年3月31日までとなります。新しい保険証(茶色)は、3月下旬に区長さんを通じて各世帯にお届けします。

保険証の見本と使用・処分について



- 新しい保険証は令和4年4月1日より使用してください。
- 有効期限は令和5年3月31日です。ただし、75歳になられる方は、誕生日の前日までとなり、後期高齢者医療保険被保険者証が随時本人宛に送付されます。
- 古い保険証はハサミで細かく裁断するなど、各世帯で処分してください。

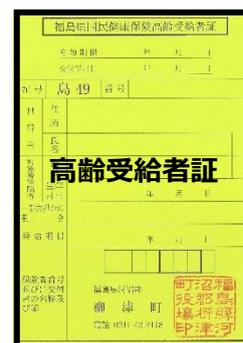
■70歳～74歳の方へ

保険証と一緒に高年齢受給者証を窓口で提示してください。

※高年齢受給者証は右の図のとおりで、毎年8月に更新します。

有効期限は令和4年7月31日です。

保険証と誤って処分しないようご注意ください。



■妊産婦の方へ

国民健康保険は、妊産婦の方は妊娠16週となる日の属する月から出産の日の属する月まで、一部負担金の割合が0割となります。医療機関を受診される際は、ご自身が妊産婦であることを証明するために、保険証とあわせて母子健康手帳を提示してください。

■以下の方は、14日以内に役場へ届け出て、保険証を返還してください

- 勤務先の健康保険に加入されたときや被扶養者になったとき
- 被保険者の資格がなくなったとき
- 保険証の記載事項に変更があったとき

※国民健康保険の資格を失った後に国民健康保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国民健康保険が負担した医療費分の全額を返していただく手続きが生じます。社会保険証が手続き中等の理由により手元にない場合は、医療機関にその旨を伝えて、国民健康保険証は使わないようにしてください。

保険証は
大切に保管
しましょう

今回の切り替えは、令和4年2月28日(月)時点の情報を基に作成しています。行き違いの場合は、大変お手数ですが、役場町民課保健衛生係までご連絡ください。

問 町民課保健衛生係 Tel 42-2118

国民健康保険に関するお知らせ

ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品の特許期間が過ぎたあと先発医薬品と同じ有効成分で製造された薬です。

●品質・安全性

先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。

●医療費の節約

ジェネリック医薬品は、一般的に先発医薬品に比べて薬の値段が安くなるため、一人ひとりの自己負担や柳津町の財政負担の軽減、さらには高齢化社会の進展によって増大を続ける国民医療費の抑制にもつながります。

●「ジェネリック医療品希望シール」をご活用ください

町では、保険証交付時に「ジェネリック医療品希望シール」を同封しています。保険証やお薬手帳の余白部分に貼ってお使いください。希望シールは町民課保健衛生係でもお渡し可能です。

※先発医薬品には、その代わりとなるジェネリック医薬品がないものもあります。利用にあたっては医師・薬剤師にご相談ください。

40歳以上の方は、年に一度の「特定健診」で生活習慣病の早期発見・予防を！

特定健診とは、国が定めた年に一度の健康診断で、国民健康保険に加入されている40歳～74歳までの方が対象です。特定健診は、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病を早期発見し、予防・改善につなげるための健診です。また、生活習慣病は自覚症状がないため、発見することは困難ですが、特定健診はその発見に役立つとともに、ご自身の健康状態の確認ができますので毎年受診して、生活習慣病を見直しましょう。

※令和4年度の特定健診に係る詳細な内容については、後日お知らせします。

交通事故等にあったら

交通事故や傷害事件のような第三者（加害者）から受けた傷病を国保で受診した場合には、「第三者の行為による傷病届」等の提出が義務付けられています。該当になる場合は必ず届出を行ってください。

国民健康保険税はきちんと納めましょう！

国民健康保険税の未納が続くと、有効期限が短い「短期保険証」になってしまいます。今年度の納期は既に過ぎています。未納となっていないか今一度ご確認いただき、5月末までに必ず納入をお願いします。

ご存知ですか？はかりの定期検査

「適正な計量の実施を確保する」ため、令和4年度はかりの定期検査が実施されます。

■ 定期検査とは？

商店、工場、病院、直売所、農家・農業協同組合、コンビニ及び事業所等で、「取引や証明行為」に使用されている「はかり、分銅及びおもり」は、**計量法によりその正確性を確認するため検定証印の付いた「はかり」を使用し、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。**

柳津町では、定期検査対象のはかりの事前調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

取引・証明用の「はかり」	家庭用の「はかり」
公的機関等による検定に合格したはかりに、下記のいずれかの証印が付される。	キッチンスケールやヘルスメーターなど、家庭内で目安として使用するもの。
①検定証印  年・月	②基準適合証印  年・月
	 家庭用計量器の表示
	※ 「取引・証明」には使用できない為、 <u>検査対象外。</u>

■ 定期検査を受けるには？

次のいずれかの方法で定期検査を受けることができます。

- 1. 集合検査：**知事が行う検査で、指定された検査期日と場所（役場・公民館等）に「はかり」を持ち込んでいただいて実施します。検査には、**計量能力が500kg以下の一般小型はかり**が該当します。
- 2. 所在場所検査：**（一社）福島県計量協会又は一般計量士が行う検査で、「はかり」の所在場所（商店等）に出向いて実施します。検査には、**大型はかり（計量能力が500kgを超えるもの）**が該当します。

■ 柳津町における定期（集合）検査及び事前調査等の予定

- ・ **予定時期：**令和4年7月中旬頃
- ・ **事前調査：**集合検査の約3~4ヶ月前頃から実施予定
※所在場所での検査は集合検査の1~2ヶ月前頃に実施予定



■ 定期検査のお申込み

申込期限：令和4年4月8日（金）

※検査のお申し込みは、地域振興課観光商工係までお願いいたします。

※詳しくは県のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32110a/teiki-kensa.html>）

または「福島県 はかりの定期検査」で検索してください。

問 福島県計量検定所 Tel 024-521-7657
地域振興課観光商工係 Tel 42-2114

令和3年分確定申告期間の申請による個別延長について

国税庁では、オミクロン株による感染の急速な拡大状況から、**新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日（金）までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができる**ことになりました。

詳細はQRコードよりご確認くださいか、会津若松税務署へお問い合わせください。

尚、柳津町役場での確定申告の相談は3月15日（火）までとなります。それ以降は上記をご確認の上、会津若松税務署にご相談いただくか、お持ちのパソコンやスマートフォンからe-Taxによる電子申告などをご利用下さい。



問 総務課税務係 Tel 4 2 - 2 1 1 3
会津若松税務署へ Tel 0 2 4 2 - 2 7 - 4 3 1 1

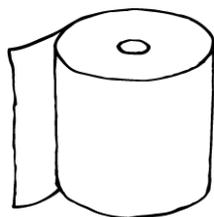
下水道の適正な使用をお願いします！

新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な目的で除菌シートを使用する場面が増えてきました。これに伴い、除菌シートに起因する下水道機器の故障が多発しています。

トイレ周りの清掃は、水に溶ける製品がほとんどですが、手やテーブルなどを除菌する製品は、水に溶けない製品が多くあります。**水に溶けない製品を下水に流すと、トイレの詰まりやマンホールポンプや処理場の故障の原因になります。マンホールポンプや処理場の修繕・修理には、多額の費用が掛かる他、皆さんの生活に支障が及ぶこともあります。**

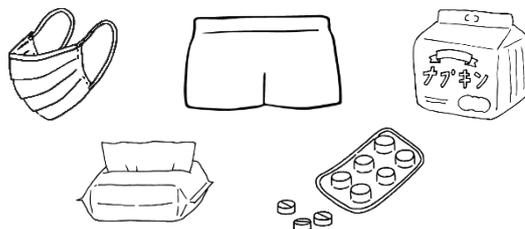
製品の説明書きをよく読み、適正な使用・処理をお願いします。

○トイレに流せるもの



トイレットペーパー、水に溶けると書かれているティッシュ、水に溶けると書かれているトイレ清掃製品など、「水に溶ける」「トイレに流せる」と書かれているもののみ流してください。

×トイレに流せないもの



マスク、除菌シート、おむつ、生理用品、下着などの布製品、PTP包装シート等は、水に溶けませんので、絶対にトイレに流さないでください！燃えるゴミに出す等適切に処理してください！

問 建設課上下水道係 Tel 4 2 - 2 1 1 7

令和4年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

- ◆受験資格：1. 平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれの者
2. 平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込受付期間：令和4年3月18日(金)から4月4日(月)まで

- ◆受験申込方法：受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報 NAVI (右記QRコード)
第1次試験日/令和4年6月5日(日)



問 仙台国税局人事第二課試験研修係 TEL022-263-1111 (内線3236)
人事院東北事務局 TEL022-221-2022

令和4年度 予備自衛官補・一般幹部候補生・一般曹候補生試験のお知らせ

種目	採用種目	資格	受付期間	試験期日
予備自衛官補	一般公募	18歳以上34歳未満	令和4年4月8日 まで	4月11日(月) から17日(日) のいずれか1日
	技能公募	18歳以上55歳未満 ※各種国家免許資格等を有する者		
幹部候補生	一般	22歳以上26歳未満	令和4年4月14 日まで	1次試験 4月23日(土)・ 24日(日)
	歯・薬剤	・専門大卒(見込含)は 20歳以上30歳未満 ・薬剤は20歳以上28 歳未満		1次試験 4月23日(土)
一般曹候補生		18歳以上33歳未満 ※32歳の者は採用予定月 の末日現在33歳に達して いない者	令和4年5月10 日まで	1次試験 5月20日(金) から29日(日) のいずれか1日

問 自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所
〒965-0825 会津若松市門田町黒岩字大坪57-1 TEL0242-27-6724

会津坂下警察署より

電話やメールなどによる還付金詐欺、架空請求詐欺が依然として発生しています。
令和4年2月に、**会津坂下警察署管内でも、架空料金請求詐欺が発生**しました。

次の言葉があったら、詐欺を疑ってください！

〇〇関係で還付金がある。



現金が当選しました。今日中に連絡がない場合は受け取る権利がなくなる。



「未納金がある。今日中に連絡がない場合は裁判を申し立てる。」

もし、相手から電話がかかってきた時や、電話してしまった時、「ATMに行って還付手続きをしてほしい。」・「電子ギフト券で料金を支払って。」と言われたら、**詐欺なのですぐに電話を切ってください！**
他人事だと思わないことが一番の予防策です！
不安な時は警察署に確認しましょう！



令和4年福島県警察A（第1回）採用試験のご案内

- ◆受験資格：1. 平成元年4月2日以降に生まれたもの
2. 大学を卒業した、または令和5年3月末までに卒業する見込みのもの
- ◆申込受付期間：令和4年4月8日（金）まで
- ◆第一次試験日：令和4年5月15日（日）
- ◆受験申込方法：会津坂下警察署（TEL0242-83-3451）までお問合せください。

令和4年2月工事等入札結果

令和4年2月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事についての結果です。なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課財政係において閲覧ができます。

【工事(指名競争入札)】

(価格:税込価格 単位:円)

入札日	工事名	工事箇所	予定価格	落札価格	落札業者
2月10日	河川改修工事	大字五豊数字老沢地内	2,996,400	2,926,000	(有)西村土建

問 総務課財政係 TEL42-2112

ADVENTURE

100万人にPR！モンベルフレンドショップ募集！

柳津町は、「株式会社モンベル（以降モンベル）」と3月末に包括連携協定を結ぶことになりました。モンベルは、大手アウトドア（※）メーカーで、自然保護や社会福祉、災害支援、青少年教育などの社会活動にも力を入れています。同社は、全国に100万人の会員を有する、アウトドアを楽しむ人をサポートするための「モンベルクラブ」を組織しています。その会員がメンバーズカードの提示で様々な優待が受けられる施設等を「フレンドショップ」と呼び、全国には登録している施設等が1,900ヶ所以上あります。
※キャンプ・登山・サイクリングなど、屋外で行われる活動のこと

モンベルショップに登録すると以下の特典が受けられます！（登録無料）▶

会員特典ガイド

モンベル会員に配布される、年間発行部数約100万部の会員特典ガイドへ、店舗情報を掲載できます。

ウェブサイト

モンベルホームページ内の店舗専用ページへ、店舗情報を掲載できます。

メールマガジン

登録している50万人のモンベル会員へ、イベント情報等を配信できます。

モンベルショップの登録条件▶

モンベルフレンドショップに登録するには、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①柳津町内に店舗または施設があること
- ②会員証を提示した会員に対して優待サービス（飲食代5%引き等）を提供できること
- ③フレンドショップであることを示すステッカー等を目に付く場所に設置できること
- ④飲食店の場合「ふくしま感染症対策認定店」として登録されていること

モンベルショップの登録に関して▶

右のQRコードからアクセスするかみらい創生課みらい創生係までお問い合わせください。

問 みらい創生課みらい創生係 Tel 42-2447

